方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）に係る額に相当する額

$S_{12}$ ＝ 0.0273

$S_{13}$ ＝ 0.0292

$S_{14}$ ＝ 0.0235

$S_{15}$ ＝ 0.0266

$S_{16}$ ＝ 0.0291

$S_{17}$　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0252

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0311

$S_{18}$　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0244

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0311

$S_{19}$　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0245

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0319

$S_{20}$　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.0267

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0292

$S_{21}$　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.0259

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0281

$S_{22}$　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.0253

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0277

$S_{23}$　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.0247

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0271

$S_{24}$　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.0240

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0266

$S_{25}$　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.0125

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0151

$S_{26}$　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.0119

方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）に係る額に相当する額

$S_{12}$ ＝ 0.0273

$S_{13}$ ＝ 0.0292

$S_{14}$ ＝ 0.0235

$S_{15}$ ＝ 0.0266

$S_{16}$ ＝ 0.0292

$S_{17}$　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0253

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0311

$S_{18}$　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0244

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0311

$S_{19}$　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0265

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0332

$S_{20}$　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.0268

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0294

$S_{21}$　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.0260

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0283

$S_{22}$　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.0253

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0278

$S_{23}$　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.0248

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0272

$S_{24}$　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.0127

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0154

$S_{25}$　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.0126

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0152

$S_{26}$　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.0050